

防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画（変更）

大阪府

（令和5年3月17日）

防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画（以下「本推進計画」という。）は、国・大阪府・市町村・ため池所有者・管理者等の関係者が連携し、集中的かつ計画的な防災工事等の推進を図ることにより、農業用ため池の決壊等による被害から住民の生命及び財産を保護するため、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号）」（令和2年10月施行）（以下「特措法」という。）に基づき定めるものである。

1 防災工事等の推進に関する基本的な方針

(1) 大阪府における農業用ため池の概要

ア 現状及び基本的な考え方

大阪府は瀬戸内気候に属しており、降水量平年値が約1,300mmと全国平均の約1,800mmに比べて少なく、また流域が狭く、地形の勾配も急であるため、農業用水の確保のために古くからため池が築造されており、府内のため池数は3,902箇所となっている。

大阪府では、昭和27年7月の豪雨によりため池が決壊し、50名を超える人命が失われた災害を契機として、「老朽ため池改修計画」を策定し、現在の「新ため池改修計画」に至るまで、着実にため池改修を進めてきた。また、平成7年1月の兵庫県南部地震を教訓として、南海・東南海地震や直下型地震を対象とする「土地改良施設耐震対策計画」を、平成18年度に策定し老朽化対策と併せて大規模地震対策（レベル2地震動対策）を進めてきた。

しかしながら、想定を超える自然災害が頻繁に発生し、このような大規模な自然災害から社会的・経済的被害を軽減させる「減災」を図ることが重要と考え、平成27年11月に、災害による被害を軽減させる「減災」の視点を取り入れ、ハード・ソフト対策を総合的に推進するための実行計画として「大阪府ため池防災・減災アクションプラン」を策定し、現在に至るまで、老朽化したため池の改修だけでなく、耐震対策やハザードマップの作成支援等にも取り組んできている。

そのため、本推進計画は、「大阪府ため池防災・減災アクションプラン」に準拠して定めるものとし、今回、令和4年3月に本アクションプランを改定したため、変更する。

イ 所有者及び管理者の状況

別表1のとおり

(2) 大阪府における防災工事等の実施状況等

別表1のとおり

2 劣化状況評価の実施に関する事項

(1) 劣化状況評価の推進計画

特措法の有効期間内に劣化状況評価を行った上で必要な防災工事に着手する必要があるため、期間を「前期（令和3～7年度）」と「後期（令和8～12年度）」に区分し、全ての防災重点農業用ため池について、前期に劣化状況評価を実施する。

原則、劣化状況評価は、大阪府で行う。

- ア 前期に劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池：全て実施
- イ 後期に劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池：必要に応じて実施

(2) 経過観察

劣化状況評価等の結果、早急な防災工事は不要であるものの、変状等が認められ経過観察が必要であると判断された防災重点農業用ため池について、経過観察を行う。

- ア 老朽ため池「堤体漏水5点以上」判定
 - ・経過観察の頻度：年1回
 - ・経過観察を行う者：大阪府及び市町村
- イ 上記以外の老朽ため池
 - ・経過観察の頻度：随時
 - ・経過観察を行う者：原則、所有者・管理者

(3) 定期点検

地震や豪雨等により防災重点農業用ため池の劣化が進行する等の不測の事態が生じるおそれがあることから、防災工事が完了したものも含め、大阪府内の防災重点農業用ため池について、定期的に点検を行い、決壊の危険性を早期に把握する。

- ア 重要な防災重点農業用ため池（A～C級）
 - ・定期点検を行う者：大阪府及び市町村
 - ・定期点検の頻度：年1回
- イ 上記以外の防災重点農業用ため池（その他）
 - ・定期点検を行う者：大阪府及び市町村
 - ・定期点検の頻度：5年に1回

3 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項

(1) 地震・豪雨耐性評価の推進計画

特措法の有効期間内に地震・豪雨耐性評価を行った上で必要な防災工事に着手する必要があるが対象数が多いため、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度等優先度に応じ、計画的に地震・豪雨耐性評価を実施する。

原則、地震・豪雨耐性評価は、大阪府で行う。

- ア 前期に地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池：288箇所
※豪雨耐性評価は全防災重点農業用ため池が対象
- イ 後期に地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池：0箇所

(2) 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき要件（知事特認）

基本指針第3の2(1)③に規定する大阪府知事が特に必要と認めるものは、防災重点農業用ため池（A～C級）及びそれ以外の防災重点農業用ため池のうち、指定避難所や病院等の防災活動拠点や緊急輸送路が浸水想定区域内に存在するため池とする。

4 防災工事の実施に関する事項

(1) 防災工事（廃止工事を除く。）の推進計画

特措法の有効期間内を前期及び後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に防災工事を実施する。

ア 前期に防災工事を行う防災重点農業用ため池： 85箇所

イ 後期に防災工事を行う防災重点農業用ため池： 129箇所

※劣化状況評価等の結果を踏まえて、市町村と協議の上、変更する。

(2) 廃止工事の推進計画

特措法の有効期間内を前期及び後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に廃止工事を実施する。原則、農業利用がない防災重点農業用ため池で他用途に使用しないため池について、廃止工事を推進する。

ア 前期に廃止工事を行う防災重点農業用ため池： 5箇所

イ 後期に廃止工事を行う防災重点農業用ため池： 0箇所

※劣化状況評価等の結果を踏まえて、市町村と協議の上、変更する。

(3) 防災工事の実施に当たっての配慮すべき事項

ア 文化財保護担当部局との調整

文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく手続きが必要な防災重点農業用ため池について防災工事等を実施する場合は、文化財保護担当部局と、事前に協議・調整を行う。

イ 環境担当部局との調整

農業用ため池は、農業用水の確保はもとより、多面的な機能を有し、地域資源として重要なものとなっていることが多いことから、絶滅危惧種等が生息・生育する防災重点農業用ため池について防災工事等を実施する場合は、絶滅危惧種の移動等必要な措置を講ずる等、環境との調和への配慮を行う。

ウ 上水道担当部局との調整

上水道の貯水池として活用されている防災重点農業用ため池について防災工事等を実施する場合は、上水道担当部局と費用分担にかかる協議・調整を行う。

エ その他

ため池の施設等が、道路や公園等として利用されている防災重点農業用ため池について防災工事等を実施する場合、具体的な工事内容を検討する段階から、当該施設管理者等と協議・調整を行う。

5 防災工事（所有者・管理者が実施するものは除く）の実施に当たっての市町村との役割分担及び連携に関する事項

(1) 防災工事の実施主体

ア 防災工事（廃止工事を除く。）

- ①受益面積2ha以上の防災重点農業用ため池については、原則、大阪府
※ただし、部分改修・補修、洪水調節機能の賦与等が目的で行うものはこの限りではない。
- ②受益面積2ha未満の防災重点農業用ため池については市町村

イ 廃止工事

- ①ため池廃止工事については、原則、市町村
※ただし、統廃合など総合的な対策となる場合は、協議により大阪府で実施することができる。

(2) 技術指導等の内容

市町村は、ため池の決壊等による災害の未然防止を図るため、所有者・管理者への指導を行う。大阪府は、市町村が行う水防が十分に行われるように指導するほか、市町村との連携による定期点検等を行う。

また、さらなる適正管理や防災工事等の促進を図るため、各農と緑の総合事務所の支援体制に加え、ため池所有者・管理者への啓発や相談対応、防災工事にかかる資料作成等の技術支援を行う「大阪府ため池サポートセンター」を大阪府土地改良事業団体内に設置する。

(3) 情報共有及び連携の方法

関係市町村のほか、老朽ため池改修事業の積極的かつ円滑なる推進及びため池の機能を活かした多面的な利活用を図るために組織された「大阪府ため池総合整備推進協議会」及び「大阪府ため池サポートセンター」等の関係者とも情報共有及び連携を行いながら防災工事等の推進を図っていく。

6 その他防災工事等の推進に関し必要な事項

(1) 応急的な防災工事又は地震・豪雨時の応急措置の実施

漏水等に対する応急措置、または地震・豪雨時の応急措置については、大阪府水防計画に基づき、水防管理者である市町村が管理者等と連携して、下記項目の実施に努めるものとする。なお、大阪府は、その指導と水防能力の確保に努める。

- ・漏水や崩落箇所の大拡大防止（シートによる保護、土のう設置など）
- ・損傷箇所の補修
- ・洪水吐の堆積土砂除去等の決壊防止
- ・管理及び監視体制の強化
- ・ため池ハザードマップ等を活用した浸水区域内住民の避難

(2) ICT等の先端技術の導入等による管理・監視体制の強化

防災重点農業用ため池の管理・監視体制を強化するため、市町村及び管理者と協議し、防災テレメータ設置に努める。

(3) 本推進計画の変更

本推進計画は、特措法施行後5年を目途として再検討を行い、必要に応じて変更する。

ただし、「大阪府ため池防災・減災アクションプラン」の改定のほか、劣化状況評価等の結果、速やかに防災工事等に着手する必要があるとされた場合や、地元調整等により防災工事等の実施時期が変更となった場合については、本推進計画を変更する。

防災工事等の推進に関する基本的な方針 大阪府

令和5年3月末時点

1 農業用ため池の概要(堀込式含む)								
(1)所有者別の箇所数及び割合								
区分	国又は地方公共団体	土地改良区	水利組合	集落又は個人	その他	不明	合計	備考
(割合)	(36%)	(1%)	(1%)	(60%)	(0%)	(2%)	(100%)	
箇所数	1403	49	28	2355	4	63	3902	
(2)管理者別の箇所数及び割合								
区分	国又は地方公共団体	土地改良区	水利組合	集落又は個人	その他	不明	合計	備考
(割合)	(4%)	(5%)	(37%)	(40%)	(0%)	(14%)	(100%)	
箇所数	140	206	1461	1542	4	549	3902	
2 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の実施状況等								
区分	内容						箇所数	備考
ア	劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価を実施し、防災工事は不要であると判断されたもの						564	
イ	劣化状況評価等を実施し、両方又はいずれか一方の評価結果から防災工事が必要であると判断されたもの						214	
	①	防災工事(廃止工事を除く)が完了したもの					0	
	②	防災工事(廃止工事を除く)が未了のもの(継続中のものを含む)					214	
	③	廃止工事が完了したもの(指定解除手続きが未了のものに限る)					0	
	④	廃止工事が未了のもの(継続中のものを含む)					0	
ウ	劣化状況評価を実施し、地震・豪雨耐性評価が未了						1703	
	①	地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当せず、劣化状況評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの					1703	
	②	地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当せず、劣化状況評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの					0	
	③	地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当し、劣化状況評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの					0	
	④	地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当し、劣化状況評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの					0	
エ	地震・豪雨耐性評価を実施し、劣化状況評価が未了						0	
	①	地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの					0	
	②	地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの					0	
オ	劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価がいずれも未了						0	
	①	地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当しないもの					0	
	②	地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当するもの					0	
カ	現に農業用水の貯水池として利用なし						5	
	①	今後廃止工事を行うもの					5	
	②	廃止工事が完了したもの(指定解除手続きが未了のものに限る)					0	
合計							2486	